

議案第 76 号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づく」を「市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。